

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	労働保険適用徴収業務に必要な経費	事業開始年度	昭和47年	作成責任者		
担当部局庁	労働基準局労災補償部	担当課室	労働保険徴収課	美濃 芳郎		
会計区分	労働保険特別会計徴収勘定	上位政策	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第10条第1項等	関係する計画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働保険の適正な適用及び労働保険料の適正な徴収を図ること。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働保険の適用対象事業(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される)の把握・加入勧奨、労働保険事務組合の育成、納入督促などの労働保険の適用促進及び適正徴収に係る業務を実施する。					
実施状況	<p>○労働保険適用事業数:295万事業 ○労働保険料収納額、収納率:26,012億円、97.0%</p> <p>○労働保険事務組合:10,288組、委託事業数131万事業(全体の44.4%)、取扱保険料3,201億円(全体の12.3%)</p> <p>○報奨金交付額10,805百万円</p> <p>○加入促進業務(委託事業):加入勧奨件数65,270事業、成立件数30,877事業</p> <p>○算定基礎調査件数47,876件、納入督促件数588,590件、差押等件数19,693件</p> <p>○労働保険料等徴収相談等業務(業務委託費):電子申請利用勧奨 業界団体116団体、年度更新等電話相談 全国12都市(平成21年5月~7月実施) 【平成21年度】</p>					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	20,422	21,176	19,938	16,057	14,827
	執行額	- (注)	18,212	17,857		
	執行率	-	86.0%	89.56%		
	総事業費(執行ベース)	- (注)	18,212	17,857		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	<p>○労働保険事務組合報奨金については、中小事業主に代わって労働保険の申告等を行う労働保険事務組合を報償する(労に報い、将来にわたって助長奨励を行う)ものであるため、その費用の支出先の用途は把握していない。</p> <p>○労働保険加入促進業務委託費及び労働保険料等徴収相談等業務委託費については、委託先での支出状況について、精算報告書及び業務実施結果報告書により把握している。</p> <p>○その他の経費は直接行政が使用する行政経費である。</p>				
	見直しの余地	<p>○労働保険事務組合報奨金については、大規模な事務組合に対する交付額の縮減を行う等により総予算額を縮減する。</p> <p>○労働保険加入促進業務委託費については、事業目的が類似の雇用保険活用援助事業と統合した上で、総予算額を4割削減する。</p> <p>○その他行政経費については、公権力の行使を要する真に行政職員が行わなければならない業務以外は、順次外部委託化・非常勤化を実施し、行政組織のスリム化を図る。</p>				
予算・監視の効率化	<p>一部改善(執行状況を予算要求に反映)</p> <p>本事業については、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき。</p>					
補記	注 平成20年度予算において事項の整理(組替)を行ったため、平成19年度は本事業に係る執行額として整理していない。					

資金の流れ  
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
 (単位:百万円)

厚生労働省(本省)

厚生労働省都道府県労働局

【労働保険加入勧奨業務委託費】 【労働保険料等徴収相談等業務委託費】

【労働保険事務組合報奨金】

〔事業管理、委託先への指導〕

〔事業管理、委託先への指導〕

〔報奨金の審査、交付〕

【企画競争】  
 ~平成18年度 随契  
 平成19・20年度 公募

【企画競争】

【失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第23条に基づく交付】

A. (社)全国労働保険事務組合  
 連合会  
 ( 876百万円(20年度精算額))

B. 全国社会保険労務士会連  
 合会  
 ( 47百万円(21年度精算))

C. 労働保険事務組合  
 (10, 805百万円(10, 173  
 組合) (21年度交付額))

〔未手続き事業場の把握、加入勧奨活動等〕

〔業界団体への訪問しによる電子申請の利用勧奨、労働保険の年度更新に関する電話相談業務〕  
 ※21年度限り

〔委託事業場に係る労働保険料の申告、納付等の事務〕

事務費 6, 182百万円

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロック  
 ごとに最大の  
 金額が支出さ  
 れている者  
 について記載す  
 る。使途と費目  
 の双方で実情  
 が分かるよう  
 に記載)

A.(社)全国労働保険事務組合連合会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	委託業務従事職員	52			
管理諸費	事務所費、旅費交通費	89			
諸謝金	労働保険適用推進員	254			
事業費	調査説明費及び成功報酬費、普及広報業務、調査研究経費等	335			
精算返還金	精算に伴う国庫への返納金	146			
計		876	計		0
B.全国社会保険労務士会連合会			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
謝金	相談員謝金等	36			
旅費	相談員に対する旅費等	1			
会場借料	会議等開催のための会場借料等	3			
通信運搬費	郵便代、宅配便代等	2			
広報費	印刷費等	1			
雑費	その他の経費	4			
計		47	計		0
C.事務組合			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
—	—				
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0